

人間らしく働き、暮らすために 労働時間の上限規制と 安定雇用の実現を

私たちの労働条件は「人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならぬ」（労働基準法）とされています。人間らしい働き方・暮らし方を確立するために、労働時間は1日8時間・週40時間を超えず、賃金は健康で文化的な最低限の生活が保障され、安心して働き続けられることが必要です。

政府は働くルールの改正を！

不払い残業NO！

1日8時間労働の原則がいきる社会に

労働基準法では8時間労働が定められています。ところが労働協約（36協定）による時間外労働も広く認めているため、法の原則が軽んじられて不払い残業が横行し、過労死が絶えない事態を生んでいます。労働時間の上限を法律でしっかり規制すべきです。

勤務間インターバル制度導入を

交替制勤務のある職場で、終業から始業までに十分な休憩・睡眠がとれないシフトが組まれることもあります。日勤労働でも、突発的に深夜まで働かなければならないこともあります。そこで、労働時間の上限規制だけでなく、勤務の終了から開始まで11時間以上の間隔をおく、「勤務間インターバル」規制も必要です。

夜勤は有害業務！ 時間短縮を

夜勤交替制労働は、健康上の問題を発生させるリスクを高めます。ストレス蓄積、睡眠障害、循環器疾患、がん、脳梗塞や過労死。心身の負担が高く注意力が低下し、事故の発生率を高めます。夜勤は、社会的に見て必要不可欠な事業に限り、十分な規制と保護のもとで行われるべきものです。



規制の緩和・破壊すすめる安倍政権にNO！

残業代ゼロ・働かせ放題はダメ！

政府は「働きすぎの防止」をうたう一方で、労働基準法を改悪して、労働時間規制を適用除外する「高度プロフェッショナル制度」の導入や、「裁量労働制」の対象拡大をしようとしています。財界は「成果に報いる制度づくり」と言いますが、法案には成果に見合った賃金を保障する規定はありません。命と健康を守るため、労働時間規制の緩和はすべきではありません。

正社員ゼロ・生涯派遣はダメ！

先の通常国会で、労働者派遣法が改悪されました。「臨時的・一時的な業務」の限定が崩され、3年ごとに労働組合等の意見を聞きさえすれば、企業はほとんどの業務について労働者派遣を永続的に活用できるようになります。「正社員ゼロ・生涯派遣」につながる改悪を職場に入れさせないたたかいと、早急に制度を抜本改正する運動が必要です。

解雇の金銭解決制度はダメ！

政府は、解雇をする際の「予見可能性を高める」として、金さえ払えば解雇できる「解雇の金銭解決制度」を検討しています。今でも乱暴な首切り・リストラが横行しているのに、金さえ払えば不当解雇も許されるようになったら、まさに「首切り自由社会」。断じて許すことはできません。

ZENROREN 全労連・労働法制中央連絡会

〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4F
TEL 03-5842-5611 FAX 03-5842-5620
<http://www.zenroren.gr.jp>

全労連 検索